

第十一部

第二回 參議院治安及び地方制度委員會會議錄第二十号

昭和二十三年五月三十一日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○地方自治法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

午前十四時四十一分開會

○委員長(吉川末次郎君) これより委員會を開会いたします。地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。ちよつと速記を中止して……

(速記中止)

○委員長(吉川末次郎君) それでは速記を始めます。地方自治法の一部を改正する法律案の案文の第九頁の終りから二行目から、第十二頁の終りまで、即ち附則の前までを議題といたします。先ず政府委員の説明を求めます。

○政府委員(鈴木俊一君) 二百七十七條は分担金に関する事項を規定してある條文であります。これに更に二項を加えまして、分担金を徴収する條例を制定し、若しくはこれを改正いたしました場合には必ず議會又はその常任委員會において予め公聽會を開いて、利害關係者又は學識経験者等から意見を聴かなければならないということにいたしましたのであります。そうしてその公聽會を開くことをよく住民に徹底をいたしましたために、二十日前に開催の時日、方法等を公表し、又新聞紙等で公表いたします場合には、一回切りではよく徹底いたしませんので、七日目に公表せよということの規定いたしましたわけでございます。分担金という制度はこの利害關係、利益關係を基

礎にいたしまして、或る事件によりまして特に利益を受ける者があります場合に、一般的にその事件を執行するたのめ経費を徴収する代りに、特に受益者からその経費の財源を徴収いたしまして、そうしてその事件を執行しようとする方法であります。従つて利益の厚薄の限度に應じて分担金を課しますので、余程公正に賦課の方法、額等を決定しないといかんであります。そういう見地から特にこの分担金につきましてはこのような公聽會を開くことを一つの條件にいたそうとする次第であります。

それから二百四十三條の改正は、自治体の行政運営に伴います防政防止という見地から「財産の賣却、讓渡及び貸與、工事の請負並びに物件、勞力その他の供給に関する」議決で、特に條例で定めたる重要なものについては、單なる過半数の議決でなく、三分の二以上の者の同意を得なければいけないということにいたしました。特に議會の特別多数決を必要とすることにいたし、執行機關の認定だけでどういふ重要な問題を裁くことがないようにしようというのであります。二百四十三條に規定いたしました財産の賣却その他項目の中で、或るものは九十六條の議會の議決事項の中に入っております。例えば九十六條、六頁の終りから二行目のところに「條例で定める財産の取得又は処分及び當造物の設置又は処分をする」といつたようなこと、六号も「基本財産又は減價基金その他積立金

穀等の設置、管理及び処分に関する」と。或いは、九号に「條令で定める契約を結ぶこと」というように、その二百四十三條で多ります程度重要なものなつておるのであります。九十六條にも該当しないものは、勿論この執行機關だけでやれるのであります。やはり防政防止という見地から、それぞれこの事柄の重要性に應じて、或る財産の処分は更に特別多数で、三分の二以上の議決がなければならぬということにいたしましたわけでありませう。

それから、二百四十三條の二の改正は、これも亦防政防止というところから出ておるのであります。又反面この住民は、地方團體の経費を負担する立場にございませうので、従つて自己が負担いたしました経費は、地方團體において果して公正に使用せられておるかどうかということについては、非常に深い関心を持つておるわけでありませう。従つて住民が地方團體の長、田納長、収入役その他の職員が、公金の違法不当の支出をした。或いはその他ここに書いてあります各種の違法、不当の行爲をしたというふうな認められる場合に於ては、その事実を証する書面を添へまして、監査委員に対して監査を請求する。そうして、目今きような行爲を行うことを制限し、或いは禁止するといふ措置を講ずるよう請求することができるようになつてほしいのであります。いわば、これは納税者で

あるところの住民に対して、國籍の如何を問はず、年齢、男女の性の如何を問はず、このようないつての請求権を認められたのであります。一面において、自治体の行政にまつる腐敗を防止いたしますと共に、住民のそのようない種の権利を保障した次第であります。住民からそのようないつての請求がありました場合には、監査委員は二十日以内に監査をいたしまして、若しも該当事実が認められれば、長に対して、そのようないつての請求をする。又監査要求がありました事実はないと認める場合には、その旨を、そういうことを請求した住民に対して通知してやります。そうして該当事実が認められたために、監査委員から長に対して、当該違法行為の制限禁止の要求がありました場合には、その長は直ちに必要なる措置を講じまして、その旨を監査委員並びに請求者である住民に対して通知をしなければならぬのであります。で、若しも住民の側から申しまして、監査委員が監査請求をしたのに対して、その監査の仕方が不徹底であり、従つて不服がある、或いは監査委員は監査請求通り十分監査をしたけれども、その監査委員の長に対する要求に対して、長が何ら適當な措置をしない、従つてその長の措置に不服がある、こういう場合に或いは全然監査委員も監査請求があるに拂わらず監査をしない、又長が監査委員の善後措置の請求に対して、何ら措置を講じない、こういう場合には、

請求人である住民は裁判所に対して、その關係の職員は違法又は権限を超えたる行爲の制限、禁止又は取消若しくは無効、若しくはこれに伴う地方公共團體の損害の補填に関する裁判を求めることができるようになつておるのであります。この裁判は、不当の事項には、裁判でありませうから、及びませんで、違法の事項にだけ限るのであります。例えば、契約の締結の仕方が違法であるという場合におきまして將來その契約の締結の権限を與えられた職員に対して、そういう契約締結権限を剝奪するといふような趣旨の裁判を求めることができるようになります。この裁判は、一種の行政事件に関する裁判であります。民事訴訟法自体が當然に適用になる民事事件とは申し得ませぬので、その訴訟手続は、最高裁判所がこれを定めるといふことにいたしてあるのであります。それから監査委員を置きませぬ所では、以上のような措置は市町村に対してこれをやるのであります。従つて監査委員から市町村に請求をして処置をするといふ行爲を要しませんで、その監査委員及び市町村長の行爲が、一人の市町村長によつて行われますので、その点は事柄が簡單になるわけでありませう。

それから二百六十二條の改正であります。これは、二百六十二條は、一つの地方公共團體のみに適用される、特別法の制定についての規定を欠いておりまして、このようないつての規定は、当該地方團體の住民の投票に付して、最

受け、又は届出をなさなければならぬ事項で、この法律施行前に

第六類 無水硫酸

參議院事務局

印刷者 印刷局

終的に決まるようになつておりますが、その投票と、今回新たに加わりました二百十三條第四項の規定による投票、即ち財産、營造物で、特に重要な物の独占的な利益を興えるような処分、或いは十年の期間を超える独占的な使用権を設定する使用の許可というような場合に行います投票と同様に行うことができるというふうにしたために、こういうような字句を附け加えた次第であります。これは選挙手続を簡素化しようという趣旨からであります。

次の二百六十四條の改正は、この改正案の中で、二條三項、四項として、地方公共団体の事務を例示したのが第二項でありますから、次に掲げるような、國の事務として地方公共団体が処理することのできない事項を規定したのが三項であります。その四項であります。その三項、四項の規定を、二百六十四條は、特別市に関する規定であります。特別市にも準用しようという趣旨であります。

それから二百八十一條の方は、特別区に関する規定でありまして、同様に、特別区にもこの原則を準用しようというわけであります。

○委員長(吉川末次郎君) 只今までの政府委員の説明に対して、御質問があればお述べを願いたいと存じます。御質問ありませんか、御質問がなければ次に移ります。附則全部を議案といたします。先ず政府委員の説明を求めます。

決定がありますならば、その後成るべく速かに、この新しい制度を施行したいという見地から、五月十五日からこれを施行するというように原案として提出いたしましたのであります。併しながら、その後諸般の事情で、政府の國會提出も遅れましたし、その他いろいろの事情がございまして、すでにこの原案の五月十五日という期日は経過いたしておるのであります。政府といたしましては、國會の御決定がありましたから、更にその決定せられた法律に基いて施行令を作り、或いは施行規則を作らなければならぬし、又それらの新法令を全國の都道府縣、市町村にまで普及徹底をいたさなければならぬので、やはり國會通過後一ヶ月ぐらいの期間は最小限度必要だと思つております。そういう見地から、第一條につきましては、衆議院の委員会において何らか修正が行われるのではないか、大体七月一日ごろにははしないかという点等の話がございまして。

それから第二條でございますが、これは戦時中の、即ち日華事変の勃発からミズリー号の艦上で調印をいたしましたその間の市町村の編入合併等、いわゆる区域の変更に關する各種の処分につきまして、戦時中と、要するに合併をいたしました時と事情を甚だしく異にして来ているような状態のものがございまして、又当時の合併そのものが必ずしも適当でなかつたようなものもございまして、そういうようなものにつきましては、特に關係区域の住民から一定の方法で請求があらば、その実現の方法を講ずる必要があるというので、規定を設けた次第であります。

○政府委員(鈴木健一君) この附則は、実は第一條であります。政府が当初予定をいたしておりました日程の順序から申しまして、國會の最終的な

ありますが、先ずその方法といたしましては、本来の市町村の廢置分合、境界変更の手續に依りませんで、甲という市に乙という村が編入された場合を想定いたします。その旧乙の村の区域の住民がその新しい甲という市の選挙管理委員会に對しまして、選挙人名簿に登録されている者の総数の三分の一以上の者の連署を以て請求するのであります。そしてその請求がありましたならば、選挙管理委員会はこれを受理した日から三十日以内に、その旧乙の村の区域の選挙人の投票に付するのであります。そうしてその乙村の投票において有効投票の過半数の同意があらざるときには、それを甲市の選挙管理委員会から、その甲市を包括する都道府縣の知事のところに報告をいたしまして、知事から当該都道府縣の議會の議決を経て、従来通りの乙村を置くという処分をし、それを総理大臣に届出するという方法にあるのであります。その手続の一つの例外として、今申上げました乙村というものが全部、今申上げた甲市の中に入つた場合と異りまして、乙村が二つに分れて、乙村の一部分だけが甲市に入つて、その乙村の残り半分は別の丙市に入つて、こういうような場合におきましては、どういうふうな場合におきましては、どういうふうな投票をするか明瞭でございませぬので、そういう場合には特にこの甲市の選挙管理委員会をなく、丙市の選挙管理委員会がこれを管理する。この場合におきましては必要な事項は、要するに一般規定が適用せられませぬので、政令において特例事項を定めよう、こういうわけでありまして、向この財産処分の問題であります。

市に編入されます場合には、多く財産処分が行われます。而も多くの場合は最終的な決定で、その後においては形を残さないような恰好になつておると思いますが、そうでなく、現に存する財産があるならば、その旧乙村の財産といふものはやはり乙村に、甲市の議會が議決を経て返還しなければいけないということを規定いたしましたのであります。それからその財産処分には不服がありますならば、勿論一般の民事訴訟として裁判所に訴することのできるわけでありまして、それからこの投票についての細部の手續は政令で定めます。尚長期間これを認めます。市町村の静謐、静謐を害することになりまので、この法律施行の日から二年以内に限りこれを行うことができる。その後においてはたとえ戦時中の合併であつても、これを動かすことはできないというふうにしたのであります。

第三條は、二百十三條におきまして地方團體の財産、營造物の使用許可で独占的な性質を有するようなものであり、且つその使用の期間が十年を超えればいけないというふうに規定してございまして、それと現在存するそのような同性質の、同様の内容の使用の許可との關係を規定したものでございまして、即ちこの法律の施行の際に現に地方團體が持つておられる財産、營造物につき、十年以上の期間に亘り独占的な使用の許可をしておられるものがあるならば、これはこの法律施行の日から十年以内に、それら一般投票の規定により投票に付する、或いはそのまでの程度に至らんものは、議會の三分の二以上の多数決によつて同意を得るといふような、必要な手續を経なければ、この法律施行の日から十年を経過したときにおいては、將來に向つてその効力を失うということを規定したのであります。従つてこの法律施行後十年間だけはその効力を保証されるが、それを超える部分につきましては、二百十三條の規定によりまして必要ならなければ、この法律施行後十年後はその効力を失つてしまふということでありまして。

第四條は、この法律の施行に關する必要な事項を政令でこれを定めるといふ一般的な規定を置いたわけでありまして。

○委員長(吉川末次郎君) 只今までの説明に對し御質問があれば、御開陳を願いたいと思つております。御質問はございませんか。

○阿竹實次郎君 衆議院の方は原案通りで通つて来るようですか、ただ施行期日だけ通つて来る程度ですか。

○政府委員(鈴木健一君) 衆議院の方は關係方面との折衝で、相當の修正の項目がございまして。この外にも先日簡單に説明を申上げましたが、數項目の修正案が用意されておるのであります。

○阿竹實次郎君 その修正案を見る方が便宜なような気がいたしましたね。

○委員長(吉川末次郎君) その修正案はプリントにして皆さんのお手許に差上げてあるわけなんです。形式上衆議院の修正案としてこちらに送付して参ることになつておるので、向衆議院から送付されない前に審議する

○阿竹實次郎君 衆議院の方は原案通りで通つて来るようですか、ただ施行期日だけ通つて来る程度ですか。

○政府委員(鈴木健一君) 衆議院の方は關係方面との折衝で、相當の修正の項目がございまして。この外にも先日簡單に説明を申上げましたが、數項目の修正案が用意されておるのであります。

の如何かと存じますので、ちよつと

岡田喜久治君

一、地方財政確立に關する陳情(第

請願者 京都府廳内、京都府會

長と諮つて招集するように同法を改正

当初予定をいたしておりました日程の順序から申しまして、国会の最終的な...

の如何かと存じますので、ちよつと差控えておるようなわけでありませ...

尙一昨日御議定を願いました風俗營業取締法案に関する実地調査の件は、委員長及び理事にそのプログラムの作...

五月二十九日本委員会に左の議案を付託された。

政府委員 総理事務官 鈴木 俊一君 (総理府官房 自治課長)

○委員長(吉川末次郎君) 速記を始め、それでは本日はこれを以て散会いたします。

第十一部 治安及び地方制度委員会會議録第二十号 昭和二十三年五月三十一日

岡田喜久治君 大隅 憲二君 黒川 武雄君 岡本 愛祐君 岡元 義人君 小野 哲君 柏木 康治君 阿竹齋次郎君

一、電気、ガス税反対に関する請願 (第七百五十六号) 一、助産医業に対する事業税賦課反対に関する請願(第七百八十三号)

一、地方自治法第一條第一項の改正に関する陳情(第三百六十五号) 一、町村公用必要物資の廉價優先配給並びに確保に関する陳情(第三百七十一号)

一、廣告税反対に関する陳情(第三百八十九号) 一、雑穀、そら豆を課税対象より除外することに関する陳情(第三百九十一号)

一、集合、大衆運動等の取締りに関する陳情(第三百九十五号) 一、自治体警察費の財源に関する陳情(第三百九十六号)

一、地方財政確立に関する陳情(第三百九十七号) 一、医業に対する事業税賦課中止に関する陳情(第四百一号) 一、選挙管理委員会に関する陳情(第四百五号) 一、國家地方警察拡充強化に関する陳情(第四百六号)

第七百五十六号 昭和二十三年五月十九日受理 請願者 東京都港区田村町一ノ会内 相澤泉

紹介議員 栗山良夫君 電気及びガスは、家庭用として又工場動力用として日常欠くことのできないものであつて、特に都市においては、燃料の代替として食料に次ぐ必需品であるから、これに対して地方財源に繰り入れるための課税は、市民生活を窮乏に追い込む大衆課税になるから、この徴税を中止せられたいとの請願。

第七百八十三号 昭和二十三年五月二十二日受理 請願者 大分市上野町、大分縣助産婦会内 後藤トク

紹介議員 井上なつえ君 この請願の趣旨は、第五百四号と同じである。

請願者 京都府廳内、京都府会 警務委員長 森川新太郎 外七名 紹介議員 大野木秀次郎君 今回の警察機構の改革による自治体警察の設置基準は一部町村の財政では負担過重であるから、基準を市制施行地程度に引上げられたく、國家地方警察要員の勤務配置についても適正な考慮を加えられたく、更らに公安委員の資格條件は嚴格であるため容易に適任者を得難いから適当な緩和をされたいとの請願。

第七百六十号 昭和二十三年五月十七日受理 助産医業に対する事業税賦課反対に関する陳情 鳥取市寺町一〇二因幡医師会館内 田中たつ

この陳情の趣旨は、第二百七十四号と同じである。

第七百六十三号 昭和二十三年五月十七日受理 名古屋市昭和区村田町三ノ四六 愛知縣医師会内 藤本順

この陳情の趣旨は、第三百十六号と同じである。

長と諮つて招集するように同法を改正されたいとの陳情。 第三百七十一号 昭和二十三年五月十九日受理 町村公用必要物資の廉價優先配給並びに確保に関する陳情 宮城縣廳内、宮城縣町村長会長 高橋清

現在町村では事務運営上に必要な物資の獲得と購入資金の運用に苦しんでいるが、町村にはあらゆる事務が集中されるので、これに要する物資も多様で費用も多額に上るから、町村事務の促進のため物資の確保並びに廉價優先配給をせられたいとの陳情。

第三百八十九号 昭和二十三年五月二十日受理 廣告税反対に関する陳情 東京都千代田区九ノ内三ノ一四 東京商工会議所会頭 高橋龍太郎

地方税法の改正に際して、新聞雑誌等に対する廣告税を計画中の由であるが、廣告は商工業の發達並びに社会文化の向上のために重大な使命を有しているから、これに対する課税を中止せられたいとの陳情。

第三百九十一号 昭和二十三年五月二十日受理 雜穀、そら豆を課税対象より除外することに関する陳情 佐賀縣議會議長 田中虎登

地方税制改正に伴い、創設を予想される事業税中、米、麦、さつまいも、馬鈴薯を主要食糧として課税対象から除外せられるときは、同じ供出食糧の雜穀、そら豆を同様除外されるよう措置を講ぜられたいとの陳情。

第三百九十五号 昭和二十三年五月二十日受理

集合、大衆運動等の取締りに関する陳情

滋賀縣知事 服部岩吉

現在集合、大衆運動等の取締りは五百人以上のものは事前に届出することになつてゐるが、最近の社会情勢を考慮して数の如何にかかわらず総て事前に届出する様に措置せられたいとの陳情。

第三百九十六号 昭和二十三年五月二十日受理

自治体警察費の財源に関する陳情

東京都千代田区神田駿河台二ノ

五 小畑惟清

この陳情の趣旨は、第二百二十四号と同じである。

第三百九十七号 昭和二十三年五月二十日受理

地方財政確立に関する陳情

松江市長 小林誠一

この陳情の趣旨は、第三十号と同じである。

第四百一号 昭和二十三年五月二十日受理

医業に対する事業税賦課中止に関する陳情

福井市月見町六福井赤十字病院

内福井縣医師会長 窪田忍

この陳情の趣旨は、第三百十六号と同じである。

第四百五号 昭和二十三年五月二十日受理

選挙管理委員会に関する陳情

東京都区内、東京都各区選挙管理委員会連合会長 角田隆治郎

地方自治法の改正に際して、選挙管理委員会に関する條項中に、選挙の執行上独立の機能を發揮するために予算執行権をその入規定せられたいとの陳情。

第四百六号 昭和二十三年五月二十日受理

國家地方警察拡充強化に関する陳情

岡山縣議會議長 友保知外八名

本年三月から警察法によつて自治体警察設置の基準に達しない町村は、國家地方警察の管轄下に置かれてゐるが、警察官の定員が少くないため、一村に配属される人員は僅かに一、二名に過ぎないので、必然的に犯罪の増加をきたして治安上懸念に耐えないから定員を相当増加せられたいとの陳情。